# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o | .514

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。 長野市トップページ>組織でさがす> 保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

(もくじ

- 介護認定審査会の臨時的な運営方法の変更について
- 〇 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について【令和2年度後期(判定期間:令和2年9月1日~令和3年2月28日)】
- 令和3年度事業所評価加算の対象事業所の決定について
- 令和3年度介護報酬改定(案)に伴う加算等の届出の取扱いについて
- 「共生型サービス★はじめの一歩★研修会」開催について
- 介護保険最新情報について
- 〇 令和3年3月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙3】
- 〇 「ひきこもり支援者研修会」のお知らせ【別紙4】
- 〇 福祉有償輸送運転者講習会受講者募集のご案内【別紙5】
  - ※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

### 介護認定審査会の臨時的な運営方法の変更について

介護認定審査会を運営する長野広域連合では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から昨年11月下旬から審査方式を「書面による審査」で実施していますが、3月の審査会から「対面審査」を再開することになりました。

これにより、申請から認定までの期間は、通常どおりとなりますのでお知らせします。

問い合わせ先:介護保険課 認定担当 TEL:026-224-7891 (直通)

## 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について 【令和2年度後期(判定期間:令和2年9月1日~令和3年2月28日)】

このことについて、次のとおりご提出をお願いします。

- 1. 判定期間:令和2年度後期(令和2年9月1日~令和3年2月28日)
- 2. 提出が必要な事業所
  - ○いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えている場合 ※正当な理由の有無にかかわらず提出が必要です。
  - ○特定事業所集中減算の適用の有無が前回の判定から変更になる場合
- 3. 提出書類
  - ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
  - ②特定事業所集中減算届出書(様式1)
  - ③ (必要に応じて)「正当な理由」に関する添付書類 (様式2~4他)
- 4. 提出期限:令和3年3月15日(月曜日)
- 5. 提 出 先:長野市高齢者活躍支援課介護施設担当
- 6. その他
  - ・提出書類の様式、通知等については、長野市ホームページに掲載しています。

長野市トップページ → 組織でさがす → 保健福祉部高齢者活躍支援課

- → 介護保険事業者の皆様へ → 指定・更新・変更・体制等に係る届出について
- → 居宅サービス・居宅介護支援・施設サービスの介護給付費算定に係る届出
- ・紹介率最高法人の割合が80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算となりませんが、長野市が審査した結果、記載された理由を不適当と判断した場合は、減算が適用されることとなります。

・特定事業所集中減算届出書(様式1)は、届出の必要性の有無にかかわらず、全ての居宅介護支援事業所が作成し、2年間保存しなければなりません。

問い合わせ先:高齢者活躍支援課介護施設担当 TEL:026-224-5094 (直通)

### 令和3年度事業所評価加算の対象事業所の決定について

令和3年度の事業所評価加算の算定の可否について、国保連合会の審査の結果、評価基準に適合及び不適合事業所を決定しました。

つきましては、当該加算について利用者に必ず周知し、適切に算定を行うようお願いいたします。

なお、評価基準に適合した事業所については、長野市ホームページに公表してあります。

問い合わせ先:高齢者活躍支援課介護施設担当 TEL:026-224-5094(直通)

### 令和3年度介護報酬改定(案)に伴う加算等の届出の取扱いについて

令和3年度の介護報酬改定に伴い、4月1日から創設される加算(以下、「新たな加算」という。)を算定される場合、又は、現在算定中の加算を変更される場合の取扱いは、以下のとおりですので、ご留意ください。

#### 1 届出の対象事業者

令和3年4月1日から、新たな加算を算定する事業者、又は、現在算定中の加算を変更する事業者

#### 2 届出書類

- ○介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (令和3年4月版)
- ○添付書類:現時点では未定。 ※届出書類については、3月中旬以降、市ホームページに掲載予定です。

### 3 届出書の提出期限

- ○指定居宅サービス (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与)
  - : 令和3年3月中旬(詳細な提出期限は後日お知らせします。)
- ○指定施設サービス、指定居宅サービス (短期入所及び特定施設入居者生活介護)
  - : 令和3年4月1日(木)

#### 4 届出書の提出先

○長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

#### 5 その他の留意事項

○加算の届出がある場合の注意点について

例年、加算等の届出の記載誤り等により、請求のエラーとなってしまう事例が多く見受けられます。届出の際は、記載内容を再確認いただき、間違いがないようにお願いします。

- ○加算の届出がない場合の取扱いについて 加算の届出がない場合、新たな加算については、「なし」/「対応不可」として取り扱い、 現在算定中の加算については、変更がないものとして取り扱います。
- ○加算に関する問い合わせ等について

3月から4月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、【別紙1】の質問票に記載の上、FAX又はメールにて送付いただくようお願いします。

問い合わせ先: 高齢者活躍支援課介護施設担当 TEL: 026-224-5094 (直通)

# 「共生型サービス★はじめの一歩★研修会」開催について

標記について、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課から案内がありました。

【別紙2】をご確認いただき、参加を希望される場合には、案内に記載の URL から直接お申し込みをお願いいたします。

問い合わせ先:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生型サービス研修事務局

メールアドレス: murc-osjimukyoku 8@murc.jp

# 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。 厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

#### 【介護保険最新情報 Vol. 919】

病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について

#### 【介護保険最新情報 Vol. 920】

新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護 (支援) 者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

#### 【介護保険最新情報 Vol. 921】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 18 報)

#### 【介護保険最新情報 Vol. 922】

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】

(令和2年1月末日現在 地区別認定者数:20,814人)

地区名	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合 計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1地区	60	56	116	48	45	53	35	413
第2地区	123	101	197	106	74	119	67	787
第3地区	74	80	163	80	75	73	45	590
第4地区	20	28	46	24	28	32	18	196
第5地区	33	45	67	38	17	27	14	241
芹田地区	141	150	301	130	97	117	89	1, 025
古牧地区	149	125	299	144	129	151	72	1, 069
三輪地区	197	183	279	127	134	141	75	1, 136
吉田地区	138	121	267	105	86	90	65	872
古里地区	88	74	140	91	72	85	42	592
柳原地区	60	44	102	47	24	37	20	334
浅川地区	73	62	111	59	44	38	46	433
大豆島地区	56	57	141	57	72	64	39	486
朝陽地区	80	86	208	97	81	101	55	708
若槻地区	188	169	278	156	109	185	108	1, 193
長沼地区	22	17	38	16	23	23	12	151
安茂里地区	207	155	321	151	123	133	76	1, 166
小田切地区	12	16	27	13	12	15	7	102
芋井地区	29	12	41	20	11	22	15	150
篠ノ井地区	376	304	518	253	246	321	196	2, 214
松代地区	196	179	291	143	126	200	92	1, 227
若穂地区	104	94	161	77	66	98	51	651
川中島地区	217	181	314	159	127	164	98	1, 260
更北地区	262	189	397	194	144	218	131	1, 535
七二会地区	38	18	31	14	33	38	15	187
信更地区	40	23	46	32	15	30	12	198
豊野地区	75	57	151	83	77	76	41	560
戸隠地区	30	11	72	32	38	60	33	276
鬼無里地区	9	12	49	23	23	19	14	149
大岡地区	35	12	38	10	7	12	3	117
信州新町地区	115	32	83	44	62	44	36	416
中条地区	49	27	58	27	23	23	10	217
市外	16	11	30	26	20	33	27	163
合計 (現存者)	3, 312	2, 731	5, 381	2, 626	2, 263	2, 842	1, 659	20, 814



今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合せ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話: 026-224-7871 (直通) / F A X: 026-224-8694 Eメール: <u>kaigo@city.nagano.lg.jp</u>